

令和 6 年 3 月 議 案 概 要 書  
市 議 会 定 例 会 (当初予算等分)

< 議案 >

A 予算案件 (20件)

1 一般会計

(1) 令和6年度富山市一般会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 継続費      ウ 債務負担行為      エ 地方債

2 特別会計

(1) 令和6年度富山市公債管理特別会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 地方債

(2) 令和6年度富山市駐車場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(3) 令和6年度富山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 地方債

(4) 令和6年度富山市後期高齢者医療事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(5) 令和6年度富山市まちなか診療所事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(6) 令和6年度富山市介護保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(7) 令和6年度富山市国民健康保険事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(8) 令和6年度富山市企業団地造成事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(9) 令和6年度富山市牛岳温泉健康センター事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(10) 令和6年度富山市牛岳温泉スキー場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 地方債

(11) 令和6年度富山市競輪事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(12) 令和6年度富山市公設地方卸売市場事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 地方債

(13) 令和6年度富山市軌道整備事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算

(14) 令和6年度富山市賃貸住宅・店舗事業特別会計予算

ア 歳入歳出予算      イ 地方債

### 3 企業会計

(1) 令和6年度富山市水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出

ウ 継続費                      エ 企業債

(2) 令和6年度富山市工業用水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出

(3) 令和6年度富山市公共下水道事業会計予算

ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出

ウ 継続費                      エ 企業債

(4) 令和6年度富山市病院事業会計予算

ア 収益的収入及び支出      イ 資本的収入及び支出

ウ 企業債

(5) 令和6年度富山市農業集落排水事業会計予算

- |             |             |
|-------------|-------------|
| ア 収益的収入及び支出 | イ 資本的収入及び支出 |
| ウ 特例的収入及び支出 | エ 企業債       |

## B 条例案件（42件）

1 政治倫理の確立のための富山市長の資産等の公開に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

資産等報告書等の閲覧を請求することができる者に関する規定の整備を行うもの。

(1) 何人も、資産等報告書及び資産等補充報告書、所得等報告書並びに関連会社等報告書の閲覧を請求することができることとする。

(2) 施行期日 公布の日

2 富山市公民館条例及び富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

富山市黒瀬谷交流センターを富山市立黒瀬谷公民館として位置付けるもの。

(1) 富山市公民館条例の一部改正

富山市立黒瀬谷公民館の位置の変更

「八尾町樫尾162番地」→「八尾町小長谷352番地」

(2) 富山市農村環境改善センター等条例の一部改正

富山市黒瀬谷交流センターの廃止

(3) 施行期日 令和6年6月1日

3 富山市保健所条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

レジオネラ属菌定量試験以外の水質試験検査の廃止に伴い、改正を行う

もの。

(1) 飲料水理化学検査、遊泳用プール水理化学検査、簡易専用水道定期検査、細菌検査（レジオネラ属菌定量試験を除く。）、浄化槽放流水の標準検査、浄化槽放流水の特別検査及び寄生虫検査に係る手数料の廃止

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 令和6年4月1日

#### 4 富山市理容師法施行条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

理容所における洗髪設備の設置義務を緩和するもの。

(1) 理容所における洗髪設備の設置義務の緩和

(2) 施行期日 公布の日

#### 5 富山市美容師法施行条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

美容所における洗髪設備の設置義務を緩和するもの。

(1) 美容所における洗髪設備の設置義務の緩和

(2) 施行期日 公布の日

#### 6 富山市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援）関係

ア サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会

生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

イ サービス提供責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。

ウ サービス提供責任者は、利用者及びその同居の家族に交付している居宅介護計画等について、当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行う者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）にも交付しなければならないこととする。

エ 管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。

## （２）全サービス（訪問系サービスを除く。）関係

ア サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

イ サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないこととするとともに、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。

ウ サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。

エ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。

オ サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、指定特定相談支援事業者等にも交付しなければならないこととする。

(3) 生活介護関係

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、生活介護の人員配置基準として、理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。

(4) 自立訓練（機能訓練）関係

ア (3)と同様の改正を行う。

イ 介護保険の通所リハビリテーション事業者が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

ウ 病院又は診療所が、基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を提供することを可能とし、病院又は診療所が当該事業に関して満たすべき基準を定める。

エ 共生型自立訓練（機能訓練）の事業を行う指定通所リハビリテーション事業者が当該事業に関して満たすべき基準の追加

(5) 就労選択支援の基準の新設

ア 指定就労選択支援の事業を行う者は、指定就労選択支援事業所ごとに、規則で定める員数以上の就労選択支援員を置かなければならないこととする。

イ 指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならないこと等とする。

ウ 指定就労選択支援の事業について、指定就労選択支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならず等とする。

エ 指定就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、指定の申請の日前3年以内に当該事業者の事業所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める事業者でなければならないこととする。

オ 就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（アセスメント）に当たり、障害者就業・生活支援センター等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、指定就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができるこ

ととし、この場合において、カの会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、障害者就業・生活支援センター等に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができることとする。

カ 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

キ 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及びその家族並びに指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。

ク 指定就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならないこととする。また、指定就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならないこととする。

ケ その他規定の整備

#### (6) 就労移行支援関係

就労移行支援事業者は、利用者に対し、指定計画相談支援を行う者と連携し、定期的に就労選択支援に関する情報提供を行うものとする。

#### (7) 就労継続支援A型関係

(6)と同様の改正を行う。

#### (8) 就労継続支援B型関係

ア 工賃の支払いに要する額は、原則として、自立支援給付をもって充ててはならないこととする。ただし、災害その他やむを得ない理由がある場合は、この限りでないこととする。

イ (6)と同様の改正を行う。

(9) 就労定着支援関係

障害者就業・生活支援センター（障害者就業・生活支援センターからその業務の委託を受けた者を含む。）を、実施主体として追加する。

(10) 自立生活援助関係

ア 自立生活援助の実施主体に係る規定を削り、実施主体を拡充することとする。

イ 指定自立生活援助事業者は、利用者の居宅の訪問によるほか、テレビ電話装置等を活用することにより、障害者が地域における自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な援助を行うことができることとする。

(11) 共同生活援助関係

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号。以下「改正法」という。）による法の改正により、共同生活援助の支援内容として、一人暮らし等を希望する者に対する支援や退去後の相談等が含まれることが明確化されたことを踏まえた改正を行う。

イ 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助の提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。また、指定共同生活援助事業者は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定共同生活援助事業所を見学する機会を設けなければならないこととする。その際、1年の経過措置を設けることとする。

ウ 指定共同生活援助事業者は、イの報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。その際、1年の経過措置を設けることとする。

エ イ及びウについては、指定共同生活援助事業者がその提供する指定共同生活援助の質に係る第三者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しないこととする。

オ 新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定共同生活援助事業者は、第



二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。

カ 指定共同生活援助事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

キ 指定共同生活援助事業所又は日中サービス支援型指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例的取扱いを令和9年3月31日まで延長する。

#### (12) その他規定の整備

#### (13) 関係法令

省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第171号）

(14) 施行期日 令和6年4月1日。ただし（5）から（7）まで及び（8）イは改正法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

### 7 富山市指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

#### 【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 指定障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

(2) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないこととし、この場合において、サービス管理責任者は、（7）の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活への移行に関する意向等を踏まえるものとするとともに、利用者の希望す

る生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。

- (3) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。
- (4) サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人や（7）の地域移行等意向確認担当者が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。
- (5) 指定障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととする。
- (6) 指定障害者支援施設は、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該指定障害者支援施設等以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならないこととする。
- (7) 指定障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の当該指定障害者支援施設以外における指定障害福祉サービス等の利用に関する意向の定期的な確認（以下「地域移行意思確認等」という。）を適切に行うため、地域移行意思確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。その際、2年の経過措置を設けること

とする。

- (8) 地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行意思確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならないこととする。その際、2年の経過措置を設けることとする。また、地域移行意思確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならないこととする。
- (9) 指定障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者及びその家族、地域住民の代表者、施設入所支援について知見を有する者並びに市町村の担当者等により構成される協議会（以下「地域連携推進会議」という。）を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。その際、1年の経過措置を設けることとする。また、指定障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が指定障害者支援施設を見学する機会を設けなければならないこととする。その際、1年の経過措置を設けることとする。
- (10) 指定障害者支援施設は、(9)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。その際、1年の経過措置を設けることとする。その際、1年の経過措置を設けることとする。
- (11) (9)及び(10)については、指定障害者支援施設がその提供する施設入所支援の質に係る第三者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しないこととする。
- (12) 高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、指定障害者支援施設において生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う場合の人員配置基準として、理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。

(13) 障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、利用者に対して指定計画相談支援を行う者にも交付しなければならないこととする。

(14) 新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、指定障害者支援施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。

(15) 指定障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

(16) その他規定の整備

(17) 関係法令

省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第172号）

(18) 施行期日 令和6年4月1日

## 8 富山市障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

### 【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 全サービス関係

ア サービスの提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

イ サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立し

た日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならないこととする。と同時に、利用者の希望する生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなければならないこととする。

ウ サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなければならないこととする。

エ サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。

オ サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、指定特定相談支援事業者等にも交付しなければならないこととする。

## （２）生活介護関係

高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、生活介護の人員配置基準として、理学療法士・作業療養士の他に、言語聴覚士を加える。

## （３）自立訓練（機能訓練）関係

（２）と同様の改正を行う。

## （４）就労選択支援の基準の新設

ア 就労選択支援の事業を行う者は、就労選択支援事業所ごとに、規則で定める員数以上の就労選択支援員を置かなければならないこととする。

イ 就労選択支援の事業について、就労選択支援事業所ごとに、専らその職務に従事する管理者を置かなければならないこと等とする。

ウ 就労選択支援の事業について、就労選択支援事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならないこと等とする。

エ 就労選択支援事業者は、就労移行支援又は就労継続支援に係る指定障害福祉サービス事業者であって、過去３年以内に当該事業者の事業

所の3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものその他のこれらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有するものでなければならないこととする。

オ 就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに障害者総合支援法施行規則第6条の7の3に規定する事項の整理（アセスメント）に当たり、障害者就業・生活支援センター等がアセスメントと同様の評価及び整理を実施した場合には、就労選択支援事業者は、当該同様の評価及び整理をもって、アセスメントの実施に代えることができることとし、この場合において、力の会議の開催、アセスメントの結果の作成又は指定障害福祉サービス事業者その他の関係機関との連絡調整に当たり、障害者就業・生活支援センター等に対し、当該会議への参加その他の必要な協力を求めることができることとする。

カ 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果の作成に当たり、利用者及び市町村、指定特定相談支援事業者等、公共職業安定所その他の関係機関の担当者等を招集して会議を開催し、当該利用者の就労に関する意向を改めて確認するとともに、当該担当者等に意見を求めるものとする。

キ 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を作成した際には、当該結果に係る情報を利用者及びその家族並びに指定特定相談支援事業者等に提供しなければならないこととする。

ク 就労選択支援事業者は、アセスメントの結果を踏まえ、必要に応じて公共職業安定所、障害者就業・生活支援センターその他の関係機関との連絡調整を行わなければならないこととする。また、就労選択支援事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会への定期的な参加、公共職業安定所への訪問等により、地域における就労支援に係る社会資源、雇用に関する事例等に関する情報の収集に努めるとともに、利用者に対して進路選択に資する情報を提供するよう努めなければならないこととする。

ケ 就労選択支援事業所は、10人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならないこととする。

コ その他規定の整備

#### (5) 就労移行支援関係

定員規模を20人以上（離島等については10人以上）から、10人以上に見直す。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準（平  
成18年厚生労働省令第174号）

(8) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(4)は改正法附則第1条第  
4号に掲げる規定の施行の日

9 富山市障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を  
改正する条例制定の件

【趣旨】

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく  
障害者支援施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改  
正を行うもの。

(1) 障害者支援施設は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むこ  
とができるよう、利用者の意思決定の支援に配慮することとする。

(2) サービス管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、利用者の  
自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者が自立した日  
常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討  
をしなければならないこととし、この場合において、サービス管理責任者  
は、(7)の地域移行等意向確認担当者が把握した利用者の地域生活へ  
の移行に関する意向等を踏まえるものとするとともに、利用者の希望す  
る生活や課題等の把握（アセスメント）に当たり、利用者が自ら意思を  
決定することに困難を抱える場合には、適切に意思決定支援を行うため、  
当該利用者の意思及び選好並びに判断能力等について丁寧に把握しなけ  
ればならないこととする。

(3) サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定  
の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱  
える場合には、適切に利用者への意思決定支援が行われるよう努めなけ  
ればならないこととする。

- (4) サービス管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、利用者本人や（7）の地域移行等意向確認担当者が参加するものとし、また、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認することとする。
- (5) 障害者支援施設は、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の地域生活への移行に関する意向を把握し、当該意向を定期的に確認するとともに、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、利用者の希望に沿って地域生活への移行に向けた措置を講じなければならないこととする。
- (6) 障害者支援施設は、利用者の当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握するとともに、利用者の自己決定の尊重及び意思決定の支援に配慮しつつ、利用者の当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用に関する意向を定期的に確認し、一般相談支援事業又は特定相談支援事業を行う者と連携を図りつつ、必要な援助を行わなければならないこととする。
- (7) 障害者支援施設は、利用者の地域生活への移行に関する意向の把握、利用者の当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等の把握及び利用者の地域移行意思確認等を適切に行うため、地域移行意思確認等に関する指針を定めるとともに、地域移行等意向確認担当者を選任しなければならないこととする。その際、2年の経過措置を設けることとする。
- (8) 地域移行等意向確認担当者は、アセスメントの際に地域移行意思確認等において把握又は確認した内容をサービス管理責任者に報告するとともに、当該内容を施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議に報告しなければならないこととする。その際、2年の経過措置を設けることとする。また、地域移行意思確認等に当たっては、法第77条第3項各号に掲げる事業を行う者又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者と連携し、地域における障害福祉サービスの体験的な利用に係る支援その他の地域生活への移行に向けた支援を行うよう努めなければならないこととする。



- (9) 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域連携推進会議を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において、事業の運営に係る状況を報告するとともに、必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならないこととする。その際、1年の経過措置を設けることとする。また、障害者支援施設は、地域連携推進会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議の構成員が障害者支援施設を見学する機会を設けなければならないこととする。その際、1年の経過措置を設けることとする。
- (10) 障害者支援施設は、(9)の報告、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならないこととする。その際、1年の経過措置を設けることとする。
- (11) (9)及び(10)については、障害者支援施設がその提供する施設入所支援の質に係る第三者による評価を受け、当該評価の実施状況を公表している場合等には、適用しないこととする。
- (12) 高次脳機能障害等の後遺症により言語障害を有する者等の支援のため、障害者支援施設において生活介護又は自立訓練（機能訓練）を行う場合の人員配置基準として、理学療法士・作業療法士の他に、言語聴覚士を加える。
- (13) 障害者の状況を踏まえたサービス等利用計画を作成する観点から、サービス管理責任者は、利用者に交付している各サービスの個別支援計画について、利用者に対して指定計画相談支援を行う者にも交付しなければならないこととする。
- (14) 新興感染症の発生時等に事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、障害者支援施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めなければならないこととする。
- (15) 障害者支援施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならないこととする。

(16) その他規定の整備

(17) 関係法令

省令 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18  
年厚生労働省令第177号）

(18) 施行期日 令和6年4月1日

## 10 富山市障害者福祉プラザ条例の一部を改正する条例制定の件

### 【趣旨】

施設の運営実態に即して、施設の開館時間及び休館日に関する規定の整備を行うもの。

(1) 富山市障害者福祉センターの開館時間及び休館日の変更

#### ア 開館時間

午前9時から 午後9時まで	→	多目的ホール、介 護実習室、料理実 習室、多機能室、 教養室ほか	日曜日、月 曜日及び休 日	午前9時から午 後5時まで
			上記以外の 日	午前9時から午 後9時まで
		温水訓練施設	日曜日及び 休日	午前10時から 午後4時まで
			上記以外の 日	午前9時から午 後5時まで

イ 休館日

12月29日から翌年の1月3日までの日	→	多目的ホール、介護実習室、料理実習室、多機能室、教養室ほか	12月29日から翌年の1月3日までの日
		温水訓練施設	(1) 月曜日（この日が休日に当たる場合を除く。） (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 令和6年4月1日

11 富山市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

ア 規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めることを義務付ける。

ただし、複数の医療機関を定めることにより当該要件を満たすことができることとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

(2) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、施設内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応について協議を行うことを義務付ける。

(3) 管理者の業務範囲の明確化

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(4) その他規定の整備

(5) 関係法令

省令 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）

(6) 施行期日 令和6年4月1日

12 富山市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

(2) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(3) 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

(4) 管理者の業務範囲の明確化

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(5) その他規定の整備

(6) 関係法令

省令 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成20年厚生労働省令第107号）

(7) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(3)は令和7年4月1日

13 富山市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務づける。

(2) ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

(3) 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

(4) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(5) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間

の経過措置期間を設けることとする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年  
厚生省令第46号）

(8) 施行期日 令和6年4月1日

#### 14 富山市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

第1号被保険者に係る保険料の改定等を行うもの。

(1) 被保険者の区分及び保険料の改定

区分		保険料
第1段階	生活保護世帯及び老齢福祉年金受給者、市民税世帯非課税かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下	19,800円
第2段階	市民税世帯非課税かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	35,700円
第3段階	市民税世帯非課税かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円超	55,500円
第4段階	市民税世帯課税かつ市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下	67,400円
第5段階	市民税世帯課税かつ市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超	79,200円
第6段階	市民税課税で合計所得金額が80万円未満	91,100円
第7段階	市民税課税で合計所得金額が80万円以上125万円未満	95,100円
第8段階	市民税課税で合計所得金額が125万円以上190万円未満	103,000円
第9段階	市民税課税で合計所得金額が190万円以上400万円未満	118,800円
第10段階	市民税課税で合計所得金額が400万円以上700万円未満	146,600円
第11段階	市民税課税で合計所得金額が700万円以上1,000万円未満	158,400円
第12段階	第11段階までの対象者以外の者	166,400円

↓

区分		保険料
第1段階	生活保護世帯及び老齢福祉年金受給者、市民税世帯非課税かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下	19,800円
第2段階	市民税世帯非課税かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下	35,700円
第3段階	市民税世帯非課税かつ課税年金収入と合計所得金額の合計が120万円超	54,300円
第4段階	市民税世帯課税かつ市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円以下	67,400円
第5段階	市民税世帯課税かつ市民税非課税で課税年金収入と合計所得金額の合計が80万円超	79,200円
第6段階	市民税課税で合計所得金額が80万円未満	91,100円
第7段階	市民税課税で合計所得金額が80万円以上125万円未満	95,100円
第8段階	市民税課税で合計所得金額が125万円以上210万円未満	103,000円
第9段階	市民税課税で合計所得金額が210万円以上400万円未満	118,800円
第10段階	市民税課税で合計所得金額が400万円以上420万円未満	134,700円
第11段階	市民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満	150,500円
第12段階	市民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満	166,400円
第13段階	市民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満	182,200円
第14段階	第13段階までの対象者以外の者	190,100円

(2) 施行期日 令和6年4月1日

15 富山市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 訪問リハビリテーション

ア 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化

医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定訪問リハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画の作成をするに当たっては、入院中に医療機関が



作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、内容を把握することを義務付けることとする。

イ 訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定

介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があったときは、訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなすこととする。その際、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなす。

(2) 通所リハビリテーション

ア 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化

医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定通所リハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、内容を把握することを義務付ける。

イ みなし指定を受けた通所リハビリテーション事業所の人員配置基準の緩和

(1) イに伴い、介護保険法第72条第1項の規定による通所リハビリテーション事業所に係るみなし指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院についても同様に、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなす。

(3) 短期入所生活介護及び短期入所療養介護

ア ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

(4) 福祉用具貸与・特定福祉用具販売

ア 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の対象となる貸与種目・種類の福祉用具（以下「選択制の対象福祉用具」という。）の貸与又は販売に当たっては、福祉用具専門相談員が、福祉用具貸与又は特定福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、十分説明することを義務付ける。また、利用者の選択に当たって

必要な情報を提供するとともに、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うことを義務付ける。

イ 貸与後におけるモニタリングの実施時期等の明確化

福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。

ウ モニタリング結果の記録及び介護支援専門員への交付

福祉用具貸与について、福祉用具専門相談員が、モニタリングの結果を記録し、その記録を介護支援専門員に交付することを義務付ける。

エ 選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討

選択制の対象福祉用具に係る福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うことを義務付ける。

オ 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状の確認

選択制の対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定福祉用具販売計画の作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することを義務付けることとする。

カ 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス

選択制の対象福祉用具に係る特定福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用者等からの要請等に応じて、販売した福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。

(5) 特定施設入居者生活介護

ア 口腔衛生管理の強化

全ての指定特定施設において、口腔衛生管理体制の確保を促すとともに、口腔衛生管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととする。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

イ 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

(ア) 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。

(イ) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。

(ウ) 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

ウ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(6) 短期入所系サービス・施設系サービス共通

ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

(7) 全サービス共通

ア 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

イ 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

ウ 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。

(ア) 短期入所系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。

(イ) 訪問系サービス、通所系サービス、福祉用具貸与、特定福祉用具販売について、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはな

らないこととする。

(8) その他規定の整備

(9) 関係法令

省令 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  
(平成11年厚生省令第37号)

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準  
等の一部を改正する省令(令和3年厚生労働省令第9号)

(10) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(1)、(2)、(7)イのうち指定訪問看護に係る改正規定並びに(7)ウ(イ)のうち指定訪問看護、指定訪問リハビリテーション、指定居宅療養管理指導及び指定通所リハビリテーションに係る改正規定は令和6年6月1日、(7)アは令和7年4月1日

16 富山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 看護小規模多機能型居宅介護

ア サービス内容の明確化

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)による介護保険法の改正により、看護小規模多機能型居宅介護のサービス拠点での「通い」「泊まり」における看護サービスが含まれる旨が明確化されたことに伴い、所要の改正を行う。

(2) 地域密着型特定施設入居者生活介護・認知症対応型共同生活介護

ア 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

- (ア) 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
- (イ) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。
- (ウ) 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

イ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(3) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

ア 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを義務づける。

イ ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

ウ 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

- (ア) 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする
- (イ) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。
- (ウ) 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が

可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

エ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(4) 多機能系サービス・居住系サービス・施設系サービス共通

ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

(5) 全サービス共通

ア 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

イ 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

ウ 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。

(ア) 多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。

(イ) 訪問系サービス及び通所系サービスについて、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する  
基準（平成18年厚生労働省令第34号）

(8) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(5)アは令和7年4月1日

17 富山市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める  
条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定介護老人福祉施設の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部  
改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 緊急時等における対応方法の定期的な見直しの義務付け

緊急時等における対応方法について、配置医師及び協力医療機関の協  
力を得て定めることとし、また、1年に1回以上、見直しを行うことを  
義務づける。

(2) ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講する  
よう努めなければならないこととする。

(3) 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関  
との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や  
在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築す  
るために、以下の見直しを行う。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協  
力医療機関を定めるように努めることとする。その際、一定の経過措  
置期間を設けることとする

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生  
じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等につ  
いて、市長に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可  
能となった場合においては、速やかに再入所させることができるよう  
に努めることとする。

(4) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(5) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

(6) 書面掲示規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

(7) その他規定の整備

(8) 関係法令

省令 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号）

(9) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(6)は令和7年4月1日

18 富山市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

介護老人保健施設の事業の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講する



よう努めなければならないこととする。

(2) 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

(3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

(5) 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生省令第40号）

(8) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(5)は令和7年4月1日

19 富山市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 介護予防訪問リハビリテーション

ア 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化

医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定介護予防訪問リハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画の作成をするに当たっては、入院中に医療機関が作成したリハビリテーション実施計画書を入手し、内容を把握することを義務付けることとする。

イ 介護予防訪問リハビリテーション事業所に係るみなし指定

介護老人保健施設及び介護医療院の開設許可があったときは、介護予防訪問リハビリテーション事業所の指定があったものとみなすこととする。その際、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって、当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなす。

(2) 介護予防通所リハビリテーション

ア 入院時に医療機関が作成したリハビリテーション計画書の入手及び把握の義務化

医師等の従業者が、入院中にリハビリテーションを受けていた利用者に対し退院後の指定介護予防通所リハビリテーションを提供する際に、リハビリテーション計画を作成するに当たっては、入院中に医療

機関が作成したリハビリテーション実施計画書入手し、内容を把握することを義務付ける。

イ みなし指定を受けた介護予防通所リハビリテーション事業所の人員配置基準の緩和

(1) イに伴い、介護保険法第72条第1項の規定による介護予防通所リハビリテーション事業所に係るみなし指定を受けている介護老人保健施設及び介護医療院についても同様に、当該施設の医師の配置基準を満たすことをもって当該事業所の医師の配置基準を満たしているものとみなす。

(3) 介護予防短期入所生活介護及び介護予防短期入所療養介護

ア ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

(4) 介護予防福祉用具貸与・特定介護予防福祉用具販売

ア 選択制の対象福祉用具の提供に係る利用者等への説明及び提案

介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の対象となる貸与種目・種類の福祉用具（以下「選択制の対象福祉用具」という。）の貸与又は販売に当たっては、福祉用具専門相談員が、介護予防福祉用具貸与又は特定介護予防福祉用具販売のいずれかを利用者が選択できることについて、利用者等に対し、十分説明することを義務付ける。また、利用者の選択に当たって必要な情報を提供するとともに、医師や専門職の意見、利用者の身体状況等を踏まえ、提案を行うことを義務付ける。

イ 貸与後におけるモニタリングの実施時期等の明確化

介護予防福祉用具貸与計画の記載事項にモニタリングの実施時期を追加する。

ウ 選択制の対象福祉用具を貸与した後の貸与継続の必要性の検討

選択制の対象福祉用具に係る介護予防福祉用具貸与の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用開始後6月以内に少なくとも1回モニタリングを行い、貸与継続の必要性について検討を行うことを義務付ける。

エ 選択制の対象福祉用具に係る計画の達成状の確認

選択制の対象福祉用具に係る特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、特定介護予防福祉用具販売計画の

作成後、当該計画における目標の達成状況を確認することを義務付けることとする。

オ 選択制の対象福祉用具に係る販売後のメンテナンス

選択制の対象福祉用具に係る特定介護予防福祉用具販売の提供に当たっては、福祉用具専門相談員が、利用者等からの要請等に応じて、販売した介護予防福祉用具の使用状況を確認するよう努めるとともに、必要な場合は、使用方法の指導、修理等（メンテナンス）を行うよう努めることとする。

(5) 介護予防特定施設入居者生活介護

ア 口腔衛生管理の強化

全ての指定特定施設において、口腔衛生管理体制の確保を促すとともに、口腔衛生管理体制を整備し、各入居者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならないこととする。その際、3年の経過措置期間を設けることとする。

イ 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

- (ア) 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
- (イ) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。
- (ウ) 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

ウ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(6) 短期入所系サービス・多機能系サービス・居住系サービス・施設系サービス共通

ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

(7) 全サービス共通

ア 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

イ 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

ウ 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。

(ア) 短期入所系サービス及び多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。

(イ) 訪問系サービス、通所系サービス、介護予防福祉用具貸与、特定（介護予防福祉用具販売、居宅介護支援及び介護予防支援について、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

(8) その他規定の整備

(9) 関係法令

省令 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）

(10) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(1)、(2)、(7)イのうち指定介護予防訪問介護に係る改正規定並びに(7)ウ(イ)のうち指定介護予防訪問看護、指定介護予防居宅療養

管理指導及び指定介護予防通所リハビリテーションに係る改正規定は令和6年6月1日、(7)アは令和7年4月1日

- 20 富山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 介護予防認知症対応型共同生活介護

ア 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

- (ア) 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。
- (イ) 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。
- (ウ) 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

イ 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(2) 多機能系サービス・居住系サービス共通

- ア 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

(3) 全サービス共通

- ア 事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。
- イ 管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。
- ウ 身体的拘束等の適正化を推進する観点から、次に掲げる見直しを行う。
  - (ア) 多機能系サービスについて、身体的拘束等の適正化のための措置（委員会の設置、指針の整備、研修の実施）を義務付ける。その際、1年間の経過措置期間を設けることとする。
  - (イ) 通所系サービスについて、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

(4) その他規定の整備

(5) 関係法令

省令 指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）

(6) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(3)アは令和7年4月1日

21 富山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 公正中立性の確保のための取組の見直し

事業者の負担軽減を図るため、次に掲げる事項に関して利用者に説明し、理解を得ることを居宅介護支援事業者の努力義務とする。

- ア 前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの利用割合
- イ 前6月間に作成した居宅サービス計画における、訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護の各サービスの同一事業者によって提供されたものの割合

(2) 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

(3) 管理者の兼務範囲の明確化

管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

(4) 身体的拘束等の適正化の推進

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

(5) その他規定の整備

(6) 関係法令

省令 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）

(7) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(2)は令和7年4月1日

22 富山市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に



係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、  
所要の改正を行うもの。

(1) 介護予防支援の円滑な実施のための改正

- ア 指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援の指定を受ける場合の  
人員配置の基準の見直し
- イ 市長に対する情報提供の義務付け
- ウ その他規定の整備

(2) 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の  
重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、  
「書面掲示」に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付  
ける。

(3) 身体的拘束等の適正化の推進

当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむ  
を得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととする。

(4) その他規定の整備

(5) 関係法令

省令 指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防  
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準  
(平成18年厚生労働省令第37号)

(6) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(2)は令和7年4月1日

23 富山市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定め  
る条例を廃止する条例制定の件

【趣旨】

介護療養型医療施設の廃止に伴い、指定介護療養型医療施設の人員、設  
備及び運営に関する基準を廃止するもの。

(1) 指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準の廃止

(2) 施行期日 令和6年4月1日

24 富山市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) ユニットケアの質の向上のための体制の確保

ユニット型施設の管理者は、ユニットケア施設管理者研修を受講するよう努めなければならないこととする。

(2) 協力医療機関との連携体制の構築

高齢者施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下で適切な対応が行われるよう、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するために、以下の見直しを行う。

ア 協力医療機関を定めるに当たっては、規則で定める要件を満たす協力医療機関を定めるように努めることとする。その際、一定の経過措置期間を設けることとする。

イ 1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認するとともに、当該協力医療機関の名称等について、市長に提出しなければならないこととする。

ウ 入所者が協力医療機関等に入院した後に、病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、速やかに再入所させることができるように努めることとする。

(3) 新興感染症発生時等の対応を行う医療機関との連携

新興感染症の発生時等に、事業所内の感染者への診療等を迅速に対応できる体制を平時から構築するため、あらかじめ、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるよう努めることとする。また、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行うことを義務付けることとする。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会設置の義務付け

利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資

する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。その際、3年間の経過措置期間を設けることとする。

(5) 「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている事業所の運営規程の概要等の重要事項について、インターネット上で情報の閲覧が完結するよう、書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載することを義務付ける。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成30年厚生労働省令第5号）

(8) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(5)は令和7年4月1日

25 富山市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

退職者医療制度の廃止に伴う改正を行うとともに、保険料賦課限度額の引き上げ及び軽減判定所得基準の見直しを行うもの。

(1) 退職者医療制度の廃止に伴う規定の整備

(2) 保険料賦課限度額の引き上げ

ア 後期高齢者支援金等賦課額に係る賦課限度額

「220,000円」 → 「240,000円」

(3) 軽減判定所得の基準の見直し

(4) その他規定の整備

(5) 関係法令

法律 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

政令 国民健康保険法施行令（昭和33年政令第3621号）

(6) 施行期日 令和6年4月1日

26 富山市保育所条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

保育所を廃止するもの。

(1) 富山市立黒瀬谷保育所及び富山市立福沢保育所の廃止

(2) その他規定の整備

(3) 施行期日 令和6年4月1日

27 富山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項の掲示の義務付けについて、書面掲示に加え、その内容を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければならないこととするもの。

(2) 施行期日 令和6年4月1日

28 富山市ひとり親家庭等医療費助成条例及び富山市営住宅条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 富山市ひとり親家庭等医療費助成条例の一部改正  
引用条文の改正を行う。

(2) 富山市営住宅条例の一部改正  
(1)に同じ。

(3) 施行期日 令和6年4月1日

29 富山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 人員・設備基準等の区分の一元化関係

「医療型児童発達支援」を「児童発達支援」に一元化するとともに、既存の児童発達支援における人員・設備基準等の3類型（障害児、難聴児、重症心身障害児）の区分についても、主として難聴児又は重症心身障害児を通わせる指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターに限る。）以外の人員・設備基準等に合わせる形で一元化する。

(2) 指定障害児通所支援に係る全サービス共通

ア 障害児通所支援事業所の管理者について、事業所の管理上支障がない場合には、同一敷地内等に限らず、他の事業所等の職務に従事することができることとする。

イ 指定障害児通所支援事業者は、事業者の指定児童発達支援の取扱方針として、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するための配慮をしなければならないこととする。

ウ 児童発達支援管理責任者は、個別支援計画の作成に当たっては、障害児の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう支援内容を検討しなければならないこととする。

エ 児童発達支援管理責任者は、業務を行うに当たっては、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害児及びその保護者の意思をできる限り尊重するよう努めなければならないこととする。

オ 児童発達支援管理責任者が担当者等を招集して行う会議（個別支援会議）について、障害児の意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮される体制を確保した上で開催し、個別支援計画の原案について意見を求めることとする。

カ 障害児の状況を踏まえた障害児支援利用計画を作成する観点から、児童発達支援管理責任者は、個別支援計画について、当該障害児の保護者に対して指定障害児相談支援を行う指定障害児相談支援事業所に

交付しなければならないこととする。

### (3) 児童発達支援・放課後等デイサービス

- ア 指定児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者（以下「指定児童発達支援事業者等」という。）は、指定児童発達支援等の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととする。
- イ 指定児童発達支援事業者等が行う種々の取組状況等に関する自己評価・保護者による評価について、自己評価を事業所の従事者による評価も受けた上で行うことや、自己評価及び保護者評価並びに改善の内容を公表することに加えて保護者にも示すこととするなど、実施方法を明確化する。
- ウ 指定児童発達支援事業者等は、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定・公表しなければならないこととする。
- エ 指定児童発達支援事業者等は、障害児が指定児童発達支援等を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包摂（以下「インクルージョン」という。）の推進に努めなければならないこととする。
- オ 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連性及びインクルージョンの観点を踏まえた指定児童発達支援等の具体的内容を定めなければならないこととする。

### (4) 居宅訪問型児童発達支援関係

- ア 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、こどもの特性を踏まえた支援の確保と適切なアセスメントの実施の観点から、指定居宅訪問型児童発達支援の提供に当たっては、心身の健康等に関する領域を含む総合的な支援内容としなければならないこととする。
- イ 指定居宅訪問型児童発達支援事業者は、総合的な支援と支援内容の見える化を進める観点から、事業所ごとに、心身の健康等に関する領域とのつながりを明確化した事業所全体の支援内容を示すプログラムを策定・公表しなければならないこととする。
- ウ 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、支援の具体的な内容と心身の健康等に関する領域との関連

性を踏まえた指定居宅訪問型児童発達支援の具体的内容を定めなければならないこととする。

(5) 保育所等訪問支援

ア 指定保育所等訪問支援事業者は、事業所ごとにその提供する指定保育所等訪問支援の質及びその改善について、指定保育所等訪問支援事業所の従事者による評価を受けた上で、自己評価を行うとともに、当該事業者を利用する障害児の保護者及び訪問先の施設による評価を受けて、その改善を図らなければならないこととする。

イ 指定保育所等訪問支援事業者は、おおむね一年に一回以上、自己評価、保護者評価及び訪問先の施設評価並びに改善の内容を、保護者に示すとともに、インターネットの利用その他の方法により公表しなければならないこととする。

ウ 指定保育所等訪問支援事業者は、障害児が指定保育所等訪問支援を利用することにより、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、インクルージョンの推進に努めなければならないこととする。

エ 児童発達支援管理責任者が作成する個別支援計画の原案の作成等においては、インクルージョンの観点踏まえた指定保育所等訪問支援の具体的内容を定めなければならないこととする。

(6) その他規定の整備

(7) 関係法令

省令 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号）

(8) 施行期日 令和6年4月1日

30 富山市スポーツ施設条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

施設を廃止するもの。

(1) 次に掲げる施設の廃止

ア 富山市蜷川ちびっこ運動場

- イ 富山市蜷川庭球場
- ウ 富山市月岡庭球場
- エ 富山市呉羽庭球場
- オ 富山市西番庭球場
- カ 富山市スポーツ・カヌーセンター

(2) 施行期日 令和6年4月1日

31 富山市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定の件  
【趣旨】

地方自治法等の改正に伴い、規定の整備を行うもの。

(1) 富山市病院事業の設置等に関する条例の一部改正  
引用条文の改正を行う。

(2) 富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部改正  
(1)に同じ。

(3) 富山市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部改正  
(1)に同じ。

(4) 施行期日 令和6年4月1日

32 富山市速星墓地公園事業基金条例を廃止する条例制定の件  
【趣旨】

富山市速星墓地公園事業基金を廃止するもの。

(1) 富山市速星墓地公園事業基金の廃止

(2) 施行期日 令和6年4月1日

33 富山市漁港管理条例及び富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例制定の件  
【趣旨】

漁港漁場整備法の一部改正に伴い、改正するもの。



- (1) 富山市漁港管理条例の一部改正  
引用する法律の題名の改正  
「漁港漁場整備法」→「漁港及び漁場の整備等に関する法律」
- (2) 富山市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部改正  
(1)に同じ。
- (3) 施行期日 令和6年4月1日

34 富山市農村環境改善センター等条例の一部を改正する条例制定の件  
【趣旨】

富山市水橋東部農村地域交流センターを廃止するもの。

- (1) 富山市水橋東部農村地域交流センターの廃止
- (2) 施行期日 令和6年4月1日

35 富山市コミュニティバス条例の一部を改正する条例制定の件  
【趣旨】

小佐波線を廃止するとともに、使用料の見直しを行うもの。

- (1) 小佐波線の廃止
- (2) 使用料の見直し

- ア 中学生以下の使用料の無料化
- イ アに伴い、回数券（100円券）を廃止
- ウ 定期券の導入

種別	単位	金額（円）
一般	1路線につき1月	6,000
	1路線につき3月	18,000
	1路線につき6月	36,000
通学用（高校生）	1路線につき1月	3,000
	1路線につき3月	9,000
	1路線につき6月	18,000

- エ 乗継ぎに関する規定の整備  
普通乗車の場合又は回数券により乗車する場合は、1回の使用につ

き1回に限り、降車した停留所から他の路線への乗継ぎをすることができることとする。

- (3) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、使用料の徴収その他使用料を徴収するために必要な準備行為を施行日前においても行うことができることとする規定は、公布の日

36 富山市呉羽丘陵フットパス連絡橋整備基金条例を廃止する条例制定の件

【趣旨】

富山市呉羽丘陵フットパス連絡橋整備基金を廃止するもの。

- (1) 富山市呉羽丘陵フットパス連絡橋整備基金の廃止

- (2) 施行期日 令和6年4月1日

37 富山市水道事業、工業用水道事業及び公共下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

富山公共下水道事業計画の変更に伴い、予定処理区域面積、計画処理人口及び1日最大処理水量の数値を改正するもの。

- (1) 公共下水道事業の予定処理区域面積等

ア 予定処理区域面積

「11,057.6ヘクタール」

↓

「11,073.7ヘクタール」

イ 計画処理人口

「377,420人」

↓

「376,360人」

ウ 1日最大処理水量

「259,670立方メートル」

↓

「259,120立方メートル」

- (2) 施行期日 令和6年4月1日

38 富山市水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

水道法の一部改正に伴い、規定の整備を行うもの。

(1) 水道法等による権限の一部が厚生労働大臣から国土交通大臣に移管されることに伴う規定の整備

(2) 施行期日 令和6年4月1日

39 富山市水道事業給水条例等の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

口座振替の方法により料金及び使用料を納入する場合の減免制度を廃止するもの。

(1) 富山市水道事業給水条例の一部改正

口座振替の方法により料金を納入する場合の減免制度の廃止

(2) 富山市下水道条例の一部改正

口座振替の方法により使用料を納入する場合の減免制度の廃止

(3) 富山市地域し尿処理施設に関する条例の一部改正

(2)に同じ。

(4) 富山市農業集落汚水処理施設条例の一部改正

(2)に同じ。

(5) 施行期日 令和6年7月1日

40 富山市笹倉駐車場条例を廃止する条例制定の件

【趣旨】

富山市笹倉駐車場を廃止するもの。

(1) 富山市笹倉駐車場の廃止

(2) 施行期日 令和6年10月1日

41 富山市手数料条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

地方公共団体の手数料の標準に関する政令等の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴う浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料の改定

ア 1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満  
「1,180,000円」→「1,450,000円」

イ 5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満  
「1,410,000円」→「1,720,000円」

ウ 10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満  
「1,590,000円」→「1,920,000円」

エ 50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満  
「1,950,000円」→「2,360,000円」

オ 100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満  
「2,270,000円」→「2,740,000円」

カ 200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満  
「4,550,000円」→「5,640,000円」

キ 300,000キロリットル以上400,000キロリットル未満  
「5,820,000円」→「7,240,000円」

ク 400,000キロリットル以上  
「7,070,000円」→「8,790,000円」

(2) 建築基準法等の改正に伴う改正

ア 容積率の算定にあたり、住宅及び老人ホーム等に設ける機械室等の床面積を不算入とする認定に係る手数料の新設  
→ 27,000円

イ 再生可能エネルギー源の利用に資する設備の設置のため必要な屋根に関する工事等を行う場合の、高さ制限の特例許可に係る手数料の新設  
→ 160,000円

ウ 一団の土地の区域を一の敷地とみなす一団地認定制度の対象行為に大規模修繕・模様替が追加されたことに伴う規定の整備

- エ 既存建築物の改修における制限の緩和に係る認定手数料の新設  
→ 27,000円
- オ その他規定の整備

(3) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の改正に伴う規定の整備

- ア 引用する法律の題名の改正  
「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」  
↓  
「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」

- イ 引用する省令の題名の改正  
「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」  
↓  
「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」

(4) その他規定の整備

(5) 施行期日 令和6年4月1日。ただし、(2)オは公布の日

42 富山市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定の件

【趣旨】

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、改正するもの。

(1) 補償基礎額の改正

ア 非常勤消防団員及び非常勤水防団員に係る補償基礎額

階 級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,440円	13,320円	14,200円
分団長及び副分団長	10,670円	11,550円	12,440円
部長、班長及び団員	8,900円	9,790円	10,670円

↓

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上
団長及び副団長	12,500円	13,350円	14,200円
分団長及び副分団長	10,800円	11,650円	12,500円
部長、班長及び団員	9,100円	9,950円	10,800円

イ 消防作業従事者等に係る補償基礎額の最低額

8,900円 → 9,100円

(2) 関係法令

政令 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号）

(3) 施行期日 令和6年4月1日

## C その他の議決案件（5件）

1 財産の無償譲渡の件（2件）

(1) 旧富山市相撲場を富山縣護国神社へ譲渡するもの。

(2) 富山市水橋東部農村地域交流センターを水橋堅田町内会へ譲渡するもの。

2 財産の無償貸付の件（2件）

(1) 舞台芸術パークの土地の一部を学校法人桐朋学園へ貸付するもの。

(2) 婦中鵜坂駅施設の一部を西日本旅客鉄道株式会社金沢支社へ貸付するもの。

3 市道路線の認定及び廃止の件（1件）

## <その他>

### D 追加提出（7件）

#### 1 契約案件（1件）

- （1）包括外部監査契約締結の件

#### 2 人事案件（6件）

- （1）富山市副市長の選任に関し同意を求める件
- （2）富山市教育委員会の委員の任命に関し同意を求める件
- （3）富山市公平委員会の委員の選任に関し同意を求める件
- （4）富山市固定資産評価審査委員会の委員の選任に関し同意を求める件
- （5）人権擁護委員の候補者の推薦に関し意見を求める件
- （6）富山市農業委員会の委員の任命に関し同意を求める件

# 令和6年度 富山市予算案 会計別構成

(単位：千円、%)

区 分  会 計 名		令和6年度		令和5年度		対前年度比較	
		予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
一般会計		175,811,218	48.9	167,251,395	47.2	8,559,823	105.1
特別会計	1 公債管理特別会計	22,779,674	6.3	22,433,262	6.3	346,412	101.5
	2 駐車場事業特別会計	296,261	0.1	310,445	0.1	▲ 14,184	95.4
	3 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計	62,695	0.0	64,370	0.0	▲ 1,675	97.4
	4 後期高齢者医療事業特別会計	12,607,792	3.5	12,262,661	3.5	345,131	102.8
	5 まちなか診療所事業特別会計	128,675	0.0	129,475	0.0	▲ 800	99.4
	6 介護保険事業特別会計	44,176,181	12.3	44,872,767	12.7	▲ 696,586	98.4
	7 国民健康保険事業特別会計	31,244,567	8.7	32,095,468	9.1	▲ 850,901	97.3
	8 企業団地造成事業特別会計	157,346	0.1	162,149	0.1	▲ 4,803	97.0
	9 牛岳温泉健康センター事業特別会計	58,111	0.0	51,660	0.0	6,451	112.5
	10 牛岳温泉スキー場事業特別会計	206,831	0.1	161,487	0.1	45,344	128.1
	11 競輪事業特別会計	22,723,021	6.3	25,621,736	7.2	▲ 2,898,715	88.7
	12 公設地方卸売市場事業特別会計	1,763,430	0.5	1,138,612	0.3	624,818	154.9
	13 軌道整備事業特別会計	26,327	0.0	27,437	0.0	▲ 1,110	96.0
	14 賃貸住宅・店舗事業特別会計	100,381	0.0	105,533	0.0	▲ 5,152	95.1
	農業集落排水事業特別会計			1,364,212	0.4	▲ 1,364,212	皆減
小 計		136,331,292	37.9	140,801,274	39.8	▲ 4,469,982	96.8
企業会計	15 水道事業会計	10,288,919	2.8	10,170,173	2.9	118,746	101.2
	16 工業用水道事業会計	360,233	0.1	397,316	0.1	▲ 37,083	90.7
	17 公共下水道事業会計	19,377,536	5.4	20,250,926	5.7	▲ 873,390	95.7
	18 病院事業会計	16,225,336	4.5	15,241,383	4.3	983,953	106.5
	19 農業集落排水事業会計	1,303,188	0.4			1,303,188	皆増
小 計		47,555,212	13.2	46,059,798	13.0	1,495,414	103.2
合 計		359,697,722	100.0	354,112,467	100.0	5,585,255	101.6



## 令和6年度 一般会計予算案 歳入 款別構成

(単位:千円、%)

区 分 款	令和6年度		令和5年度		対前年度比較	
	予算(案) A	構成比	予算額B	構成比	A-B	A/B
1 市税	75,622,130	43.0	76,012,887	45.4	▲ 390,757	99.5
2 地方譲与税	1,457,000	0.8	1,374,300	0.8	82,700	106.0
3 利子割交付金	23,000	0.0	28,000	0.0	▲ 5,000	82.1
4 配当割交付金	393,000	0.2	300,000	0.2	93,000	131.0
5 株式等譲渡所得割交付金	379,000	0.2	302,000	0.2	77,000	125.5
6 法人事業税交付金	1,150,000	0.7	1,248,000	0.7	▲ 98,000	92.1
7 地方消費税交付金	11,014,000	6.3	11,470,000	6.9	▲ 456,000	96.0
8 ゴルフ場利用税交付金	56,000	0.0	56,000	0.0		100.0
9 自動車税環境性能割交付金	151,000	0.1	112,000	0.1	39,000	134.8
10 地方特例交付金	2,288,000	1.3	451,000	0.3	1,837,000	507.3
11 地方交付税	17,400,000	9.9	17,000,000	10.2	400,000	102.4
12 交通安全対策特別交付金	60,000	0.0	60,000	0.0		100.0
13 分担金及び負担金	102,090	0.1	96,406	0.1	5,684	105.9
14 使用料及び手数料	2,491,781	1.4	2,538,279	1.5	▲ 46,498	98.2
15 国庫支出金	27,027,794	15.4	24,755,730	14.8	2,272,064	109.2
16 県支出金	13,623,128	7.7	12,616,041	7.5	1,007,087	108.0
17 財産収入	361,863	0.2	340,833	0.2	21,030	106.2
18 寄附金	285,100	0.2	280,100	0.2	5,000	101.8
19 繰入金	5,532,800	3.1	2,792,804	1.7	2,739,996	198.1
20 諸収入	3,996,732	2.3	3,131,115	1.9	865,617	127.6
21 市債	12,396,800	7.1	12,285,900	7.3	110,900	100.9
合 計	175,811,218	100.0	167,251,395	100.0	8,559,823	105.1

# 令和6年度 市税等の一般財源案

(単位：千円、%)

款 項	区 分	令和6年度	令和5年度	対前年度比較	
		予算案 A	予算額 B	A - B	A / B
1	市税	75,622,130	76,012,887	▲ 390,757	99.5
	(1) 市民税	31,476,130	32,430,887	▲ 954,757	97.1
	ア 個人	24,238,130	25,215,887	▲ 977,757	96.1
	イ 法人	7,238,000	7,215,000	23,000	100.3
	(2) 固定資産税	31,870,000	31,678,000	192,000	100.6
	(3) 軽自動車税	1,383,000	1,344,000	39,000	102.9
	(4) 市たばこ税	2,852,000	2,613,000	239,000	109.1
	(5) 入湯税	40,000	39,000	1,000	102.6
	(6) 事業所税	3,792,000	3,730,000	62,000	101.7
	(7) 都市計画税	4,209,000	4,178,000	31,000	100.7
2	地方譲与税	1,457,000	1,374,300	82,700	106.0
	(1) 地方揮発油譲与税	330,000	330,000		100.0
	(2) 自動車重量譲与税	1,000,000	940,000	60,000	106.4
	(3) 森林環境譲与税	107,500	87,800	19,700	122.4
	(4) 特別とん譲与税	2,500	2,500		100.0
	(5) 航空機燃料譲与税	17,000	14,000	3,000	121.4
3	利子割交付金	23,000	28,000	▲ 5,000	82.1
4	配当割交付金	393,000	300,000	93,000	131.0
5	株式等譲渡所得割交付金	379,000	302,000	77,000	125.5
6	法人事業税交付金	1,150,000	1,248,000	▲ 98,000	92.1
7	地方消費税交付金	11,014,000	11,470,000	▲ 456,000	96.0
8	ゴルフ場利用税交付金	56,000	56,000		100.0
9	自動車税環境性能割交付金	151,000	112,000	39,000	134.8
10	地方特例交付金	2,288,000	451,000	1,837,000	507.3
11	地方交付税	17,400,000	17,000,000	400,000	102.4
	(1) 普通交付税	15,400,000	15,300,000	100,000	100.7
	(2) 特別交付税	2,000,000	1,700,000	300,000	117.6
12	臨時財政対策債	1,800,000	2,300,000	▲ 500,000	78.3
13	競輪事業収入	160,000	160,000		100.0
14	財政調整基金繰入金	800,000		800,000	皆増
15	その他	679,309	665,453	13,856	102.1
	合 計	113,372,439	111,479,640	1,892,799	101.7

## 令和6年度 一般会計予算案 歳出 目的（款）別構成

（単位：千円、％）

区 分 款	令和6年度		令和5年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	717,331	0.4	728,938	0.4	▲11,607	98.4
2 総務費	19,406,982	11.0	18,138,015	10.8	1,268,967	107.0
3 民生費	68,729,471	39.1	66,707,998	39.9	2,021,473	103.0
4 衛生費	10,495,771	6.0	10,467,971	6.3	27,800	100.3
5 労働費	682,247	0.4	612,560	0.4	69,687	111.4
6 農林水産業費	5,878,273	3.3	5,360,049	3.2	518,224	109.7
7 商工費	4,078,626	2.3	4,068,056	2.4	10,570	100.3
8 土木費	23,498,494	13.4	21,757,933	13.0	1,740,561	108.0
9 消防費	4,959,385	2.8	4,801,843	2.9	157,542	103.3
10 教育費	12,992,636	7.4	12,978,322	7.8	14,314	100.1
11 災害復旧費	3,009,061	1.7	44,020	0.0	2,965,041	6,835.7
12 公債費	21,262,941	12.1	21,485,690	12.8	▲222,749	99.0
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1		100.0
合 計	175,811,218	100.0	167,251,395	100.0	8,559,823	105.1

(参考) 組織改正に伴う組替後との比較

令和6年度 一般会計予算案 歳出 目的(款)別構成

(単位：千円、%)

区分 款	令和6年度		令和5年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 議会費	717,331	0.4	728,938	0.4	▲11,607	98.4
2 総務費	19,406,982	11.0	18,121,901	10.8	1,285,081	107.1
3 民生費	68,729,471	39.1	66,707,998	39.9	2,021,473	103.0
4 衛生費	10,495,771	6.0	10,467,971	6.3	27,800	100.3
5 労働費	682,247	0.4	612,560	0.4	69,687	111.4
6 農林水産業費	5,878,273	3.3	5,350,482	3.2	527,791	109.9
7 商工費	4,078,626	2.3	4,094,623	2.4	▲15,997	99.6
8 土木費	23,498,494	13.4	21,757,933	13.0	1,740,561	108.0
9 消防費	4,959,385	2.8	4,801,843	2.9	157,542	103.3
10 教育費	12,992,636	7.4	12,977,436	7.8	15,200	100.1
11 災害復旧費	3,009,061	1.7	44,020	0.0	2,965,041	6,835.7
12 公債費	21,262,941	12.1	21,485,690	12.8	▲222,749	99.0
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1		100.0
合計	175,811,218	100.0	167,251,395	100.0	8,559,823	105.1

## 令和6年度 一般会計予算案 歳出 性質別構成

(単位：千円、%)

区 分 性 質	令和6年度		令和5年度		対前年度比較	
	予算案 A	構成比	予算額 B	構成比	A - B	A / B
1 人件費	27,845,948	15.8	26,647,804	15.9	1,198,144	104.5
2 扶助費	39,480,523	22.5	37,821,028	22.6	1,659,495	104.4
3 公債費	21,262,941	12.1	21,485,690	12.8	▲222,749	99.0
義務的経費 小計	88,589,412	50.4	85,954,522	51.3	2,634,890	103.1
4 普通建設事業費	15,814,229	9.0	16,606,852	10.0	▲792,623	95.2
(1) 補助事業費	7,055,142	4.0	6,277,648	3.8	777,494	112.4
(2) 単独事業費	7,525,685	4.3	8,800,578	5.3	▲1,274,893	85.5
(3) 県営事業負担金	1,233,402	0.7	1,528,626	0.9	▲295,224	80.7
5 災害復旧事業費	3,009,061	1.7	44,020	0.0	2,965,041	6835.7
投資的経費 小計	18,823,290	10.7	16,650,872	10.0	2,172,418	113.0
6 物件費	27,051,575	15.4	24,114,857	14.4	2,936,718	112.2
7 維持補修費	1,845,801	1.0	1,788,249	1.1	57,552	103.2
8 補助費等	18,384,109	10.5	17,258,327	10.3	1,125,782	106.5
(1) 負担金寄附金	8,104,744	4.6	7,297,070	4.4	807,674	111.1
(2) 補助交付金	9,400,467	5.4	9,055,783	5.4	344,684	103.8
(3) その他	878,898	0.5	905,474	0.5	▲26,576	97.1
9 積立金	362,659	0.2	389,103	0.2	▲26,444	93.2
10 投資及び出資金	2,077,887	1.2	2,123,464	1.3	▲45,577	97.9
11 貸付金	1,114,593	0.6	1,081,374	0.7	33,219	103.1
12 繰出金	17,461,892	9.9	17,790,627	10.6	▲328,735	98.2
13 予備費	100,000	0.1	100,000	0.1		100.0
合 計	175,811,218	100.0	167,251,395	100.0	8,559,823	105.1